

福井原発訴訟を支える会緊急集会

仮処分申請の進展は期待できないため、関電相手に本訴を提起

日時 9月26日(木)18:30～

場所 滋賀弁護士会館

- 内容
- ①仮処分申請に関する経過報告
 - ②新たな裁判の意義、争点、我々の主張
 - ③原告になっていただく方々の紹介など

原告となっていただく方を募ります

原告となっていただく方・1人 15,000円を

「支える会」の会員の皆さんには1人3000円以上のカンパを訴えます

今回の民事裁判では、原発による被害額は「算定不能」となるため、原告1人当たり29000円（美浜、大飯、高浜3機の停止を求める裁判で）の印紙代が必要となります。多額のため、原告となっていただく方には1人・15000円（以上）の負担をお願いしなければなりません。そして、不足分は「私も同じ、原告のつもり」と「支える会」の会員の皆さんのカンパで賄いたいと思います。原告となることを希望いただける方、ならびに会員としてカンパにご協力いただける方は下記の「支える会」連絡先(吉原稔法律事務所)まで申し出て下さい。



滋賀弁護士会館(JR大津駅から徒歩1分)

福井原発訴訟を支える会

連絡先 吉原稔法律事務所 Tel077-510-5262

FAX 077-510-5263 E-mail nql30048@nifty.com

支援サイト <http://www.nonukesshiga.jp/>



